

# 誘導容積認定手続きについて

(建築基準法第 68 条の4の規定による)

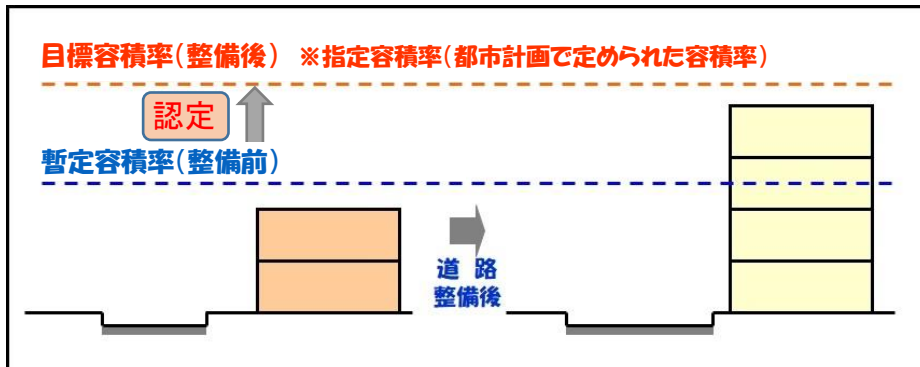
稲城市では、矢野口駅周辺地区、稲城長沼駅周辺地区、南多摩駅周辺地区、稲城榎戸地区、百村地区、南山東部地区において、誘導容積型地区計画を導入しています。

誘導容積型の地区計画では、道路などの公共施設の整備と土地の有効利用を一体的に誘導していくため、2段階の容積率を定めています。

道路などの公共施設の整備が不十分な段階では、低い方の容積率（**暫定容積率**）を適用し、整備状況に応じて**誘導容積の認定**を受けた段階で、高い方の容積率（**目標容積率**）を適用することができます。

誘導容積の認定を受けるには、地区計画の届出後、建築確認申請の前に別途、東京都（多摩建築指導事務所）へ申請が必要になります。

申請先 東京都多摩建築指導事務所  
建築指導第一課(立川合同庁舎)  
電話 042-548-2058



整備前



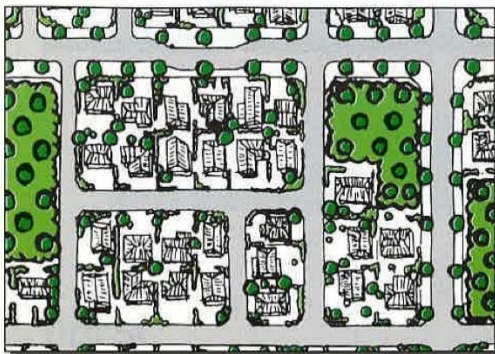
道路などが計画的に整備されないままに、市街化が進みつつあったため、土地区画整備事業と併せて地区計画によるまちづくりを行うことになりました。

整備中



道路などの地区施設が整備され、仮換地の指定をうけた敷地から順次目標容積率が適用されます。又、仮換地指定前の区域は、暫定容積率の適用となります。

整備後



必要な道路などが整備され、安全でゆとりある市街地環境が地区計画によって形成されます。又、整備終了後は、指定容積率(都市計画で定められた容積率)の適用となります。